

## 令和5年度第9回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年12月15日（金）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第9回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 10名  
1番 増子 弘子      2番 山口 陽一      3番 渡邊 重吉  
4番 大内 将      6番 影山 忠夫      8番 門馬 稔治  
9番 小林 孝      10番 新田 俊男      11番 大津 早苗  
13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名  
5番 加藤 不二夫      7番 内藤 保次      12番 本田 儀勇
- 5 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件  
議案第26号 現況確認証明申請について  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第29号 三春町農用地利用集積計画について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。  
6番 影山 忠夫 委員      8番 門馬 稔治 委員

## 9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしくお願いいたします。

### 議案第26号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第26号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめに、No1～4については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、中妻地区公民館から北西へ200mのところ  
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 11月24日午前9時から、事務局、新田委員、遠藤推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、約1.5mから2m程度の雑草が一面に茂っており、ところどころに木も生えている状態でした。荒廃の状況から、今後耕作を再開することは不可能な状態と見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No5について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、田村西部環境センターから西へ700mのところ  
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした1番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1番 増子 弘子 委員、現地調査報告

委員： 12月6日午後1時50分から、事務局、佐久間正光推進委員、佐久間喜栄推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、約1.5m～2m程度の雑草が一面に茂っており、原野化している状況でした。また道路からの接道も無く、農機具を入れることが出来ず、今後耕作を再開することは不可能であると見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No6について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、実沢5区集会所から南へ100mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした1番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1番 増子 弘子 委員、現地調査報告

委員： 12月6日午後1時30分から、事務局、佐久間正光推進委員、佐久間喜栄推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、29番地については、約1.5m程度の雑草が茂っており、その他の地番については山林化、また28番地については原野化した法面となっております。山林化した地番、法面地については耕作することは不可能であり、29番地についても農道から高所のところにあり、接道等も無いため農機具を入れることが出来ず、今後耕作を再開することは不可能であると見受けられるため、非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 6 番委員： 地目を原野ではなく、いきなり山林とすることは通常あり得ないと思います。
- 1 番委員： 報告のとおり現況はすでに大きな木が生え、山林化している状態でした。原野ではありませんでした。
- 6 番委員： 何を基準として山林と判断するのですか。
- 事務局： 不動産登記や課税状況等と合わせながら判断されるものと考えております。
- 6 番委員： そうではないと思います。  
あくまで農地であったものが、いきなり山林ということは考えられないと思います。
- 議 長： 農地パトロールでも、山林化しているところは山林と判断されるため、あり得ないことではないと思います。
- 事務局： 申請が現況山林として上がっており、現地調査でも山林として認められると判断されているため、現況主義である農業委員会としても、山林として問題はございません。
- 6 番委員： では何を基準として山林と原野を区別するのですか。
- 議 長： 明確な基準を作ることは難しいと思います。現況と照らし合わせて判断するしかないと思います。
- 9 番委員： 何を基準として判断すれば良いか、事務局の意見を求めます。
- 4 番委員： 農地パトロールの際の資料に、緑区分、黄色区分、B判定と判断基準がありました。その資料に沿ってすればよいと思います。
- 2 番委員： 以前自分の農地を非農地判定してもらおうと、その時の事務局に見てもらったことがあります。その際は、見た様子は山林化している状態でしたが、生えている木が果樹であったことから非農地認定されないと言われたことがあります。判断する委員によっても違いがあると思いますが、こういった基準で判断されるのか疑問に思っていました。

事務局： はじめに、現況確認証明申請とは、現地調査した委員からの報告にもあるとおり、もうすでに農地として活用できなくなってしまう、今後耕作することは難しい農地に対して、現況と照らし合わせるために申請されるものです。では何を基準として判断されるかですが、議長の意見にもあったとおり、農地ごとに様々な条件があるため、明確な基準を定めることは難しいです。そのため、判断する基準としては現地調査を行った委員によって判断するしかありません。しかし、そのため現況確認証明の際は現地調査を委員3人で行い、意見の偏りや、見る人によって証明されるものが違うというようなことを防いでいます。ついては、委員の皆様には申請がされた際は、そのようなことを踏まえながら判断していただきたいと思います。

議長： ほかに質問・意見はございませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

## 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1～2については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、狐田76番地、331番地は狐田地区内稻荷神社から北西100mのところ、182番地、358-2番地は狐田集会所から県道谷田川三春線を過足方面に100m進み左折した道沿い、深谷66番地は中郷簡易郵便局から西へ150mのところ、折ノ内548番地は三春トンネル狐田地区側入り口から東へ300mのところ、折ノ内359-2番地は狐田地内トンネル狐田地区側入り口から南西100mのところ。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした2番 山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員： 12月4日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、深谷66番地は作付けされている様子でしたが、その他の農地は現在は作付けされていない様子はありませんでした。しかし、どちらの申請人も今後農業に従事し適正に管理するとしていることから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、三春の里から西側 1 0 0 m のところと 3 0 0 m のところでは、

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした 3 番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 1 2 月 5 日午前 9 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付けされている様子もあり、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。

なお、こちらの議題については、1 0 番新田委員に関わる議案となっておりますので、新田委員は退出願います。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、西方地区集会所から北西400mのところ です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした3番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 12月5日午前9時15分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付けされている様子もあり、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No5について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、熊耳地内田村農業普及所から西へ200mのところ です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした11番 大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 11番 大津早苗 委員、現地調査報告

委員： 12月5日午前9時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付けされている様子もあり、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 6 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、三春の里から南西 3 0 0 m のところです。

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした 3 番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 1 2 月 5 日午前 9 時 3 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈り等が行われ、作付けされている様子もあり、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

## 議案第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所は、八島台地内たまのやから北西へ200mのところ  
です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした11番 大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 11番 大津早苗 委員、現地調査報告

委員： 12月5日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を公衆用道路に、北側、南側を公衆用道路に、西側と東側を宅地に囲まれています。申請地は周囲に農地も無く、住宅団地化しており、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。  
場所は、鷹巣地内、株式会社川上工業の東側です。

事務局： (議案朗読)

議長： 現地調査をした3番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 12月5日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を公衆用道路に、西側を雑種地に、南側を山林に、東側を農地に囲まれています。

しかし、東側の農地は現在耕作されておらず、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することに異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

### 議案第29号 三春町農用地利用集積計画について

- 議 長： 「議案第29号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。
- なお、議案第29号は10番新田委員に関わる議案となっていますので、新田委員は退出願います。
- それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 6番委員： 全員契約更新ですか。
- 事務局： 1角田氏のみ新規となっております。  
現在郡山市でワイン用のブドウを栽培しており、三春でよい場所を見つけたので今回契約したいとのことです。
- 議 長： その他質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし。
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第9回三春町農業  
委員会の議事を終了いたします。

10 令和5年度第9回三春町農業委員会を午後4時35分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

6 番委員 影山 忠夫

8 番委員 門馬 稔治